



日本本社の従業員と中国現地法人の従業員が共同で完成させた発明について特許出願したいと考えています。何か注意すべきことがあれば教えてください。



(長野県 N. M)



### 1. はじめに

2017年の特許出願件数が138万件に上った中国は、米国をしのぐ知財大国となりつつあり、現地のニーズに対応した独自の創作が中国現地法人において完成する事例も増えていきます。今回は、中国において完成した発明を日本などの外国へ出願する際の注意点について説明します。

### 2. 機密保持審査

中国国内で完成した発明または考案(以下、発明等)を外国に出願する場合、まず中国特許庁による機密保持審査を受けなければなりません(中国特許法20条)。

「中国国内で完成した」とは、その発明等の実質的な内容が中国国内で完成したものであるという意味です。したがって、日本企業の従業員と中国現地法人の従業員が共同で発明等を完成させた場合、その発明等の実質的な部分がどちらの国においてなされたのかが問題になります。発明等が対象となり、意匠は対象になりません。

また、「中国国内で完成した」と規定されているため、現地法人の従業員が発明者に含まれる場合だけでなく、

日本からの出向者が現地で発明等を完成させた場合も、この機密保持審査を請求する必要があります。

### 3. 手続き

機密保持審査の手順としては2とおり考えられます。1つ目は先に外国(例えば日本)に出願する場合、2つ目は中国に出願した後に、外国に出願する場合です。

先に外国に出願する場合には、その出願よりも前に中国特許庁へ機密保持審査を請求し、かつ、その発明等の内容について詳しく説明する必要があります。

また、先に中国に出願する場合には、中国での出願と同時、またはその後外国へ出願するまでに、機密保持審査の請求をしなければなりません。

なお、中国特許庁を受理官庁として国際出願する場合には、その出願と同時に機密保持審査を請求したものとみなされるため、別途請求する必要はありません。

機密保持審査の請求があった場合、審査官は、その発明等の内容が国家の安全または重大な利益に関わる可能性があり機密保持審査の必要があるかど

うかの予備審査を行います。

予備審査の結果を請求から4カ月以内に受け取らなければ、出願人はその発明等を外国に出願することができません。また、さらなる審査が必要との通知を受け取った場合でも、機密保持の対象とするか否かの決定を請求から6カ月以内に受け取らなければ、出願人はその発明等を外国に出願することができます。

### 4. 違反した場合

機密保持審査を請求せずに外国へ出願すると、その発明等について中国では特許権が付与されなくなります。

無効理由にもなっていますので、いったん特許権となった後でも無効審判によって無効になってしまいます。

なお、この規定に違反してなされた中国以外の国における特許出願については、特に影響はありません。

### 5. おわりに

審査の結果、機密保持が必要と判断される割合はわずかですが、この規定に違反すると上述のような不利益を招くこととなりますので、中国で発明等が完成した場合は注意が必要です。